

税制特例措置の延長について

税制特例措置に関し、軽油引取税については、平成21年4月に道路特定財源から一般財源化された際、それまで道路の使用に直接関連しない用途に用いられる軽油の引取りとして課税免除されていたものは、3年間の時限で免除措置が継続されていたが、この措置が平成23年度末で終了する。併せて、農林漁業用輸入A重油などに係る石油石炭税の免税措置等についても、平成23年度末で終了する。

これら特例措置の対象であり、九州・山口地域の産業振興等の重要な担い手である農林漁業者や船舶使用者、陶磁器製造業者、木材加工業者、鉱物採掘業者、鉄道・軌道事業者等は、動力源等として軽油などに大きく依存しており、世界的に燃油価格が高騰する中で、厳しい経営を強いられている。軽油引取税等の税制特例措置が廃止になれば、これらの事業経営が大きな打撃を受けることは必至であり、長引く景気の低迷で疲弊した地域経済にとっても、大きな痛手となることが懸念される。

また、国鉄の分割・民営化により多くの赤字ローカル線を引き継いだJR九州や全国の貨物ネットワークを引き継いだJR貨物は、当初から困難な経営が予測されたため、いくつかの経営安定化策が図られたところであるが、その柱である固定資産税等の軽減措置（三島特例・承継特例）が、平成23年度末で期限切れになる。

しかし、JR九州等は、長引く景気低迷や人口減少等により、鉄道事業損益は依然として大幅な赤字を計上しており、厳しい経営状況が続いている。この税制特例措置の廃止により、経営がさらに圧迫されることになれば、不採算路線の廃止や便数の削減、運賃の値上げなどのサービスの低下を余儀なくされ、地域住民の生活に大きな悪影響を及ぼすのみならず、観光客・ビジネス客等の流入減少などを招いて、地域経済の活力低下をもたらすことも危惧される。

国においては、地域の経済・産業等を支える農林漁業者やJR九州等の役割を十分に認識の上、次のとおり税制特例措置の延長等を実施するよう求める。

1 軽油引取税等の税制特例措置の延長

軽油引取税や農林漁業用輸入A重油など石油石炭税に係る課税免税措置等の廃止により、農林漁業者や船舶使用者等の経営が圧迫され、地域を支える産業が衰退することのないように、税制特例措置を延長すること。

2 JR九州等に対する固定資産税等の軽減措置の延長

地域公共交通ネットワーク等の要として、生活交通の維持と地域経済の活性化に重要な役割を果たしている鉄道の維持存続のため、JR九州等に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置(三島特例・承継特例)を延長すること。

3 地方交付税措置の継続

税制特例措置は、引き続き厳しい経営環境にある中、既存の特例措置対象者への影響に配慮したものであることに鑑み、本特例措置の延長にあたっては、それに伴う地方交付税措置も併せて継続すること。

平成23年11月

九州地方知事会

会長 大分県知事 広瀬 勝貞